

省エネ改修に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

(あて先)三芳町長

申告者 住所
(納税義務者)
氏名 (名称)
電話番号 ()

三芳町税条例附則第10条の3第9項(熱損失防止住宅又は熱損失防止改修専有部分)の規定に基づき、次のとおり申告します。

家屋の所在地	埼玉県入間郡三芳町					番地	
家屋番号		家屋の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅				
構造	木造・非木造		階層数	階			
延床面積		適用床面積(住宅部分)					
建築年月日	昭和 年 月 日 (平成26年4月1日以前に完成した住宅)						
登記年月日	年 月 日						
省エネ改修完了日	年 月 日						
省エネ改修に要した費用	万円(1戸当り※60万円以上) ※断熱改修工事に係る費用が60万円超(補助金を除く)又は、断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは、太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超(補助金を除く)であること						
省エネ改修完了日から3か月以内に申告書を提出できなかった理由							
備考	添付書類	事務処理欄					
	<input type="checkbox"/> 熱損失防止改修工事証明書	適用(年度)・非適用					
	<input type="checkbox"/> 熱損失防止改修工事の領収書(写)	課長	副課長	主幹	主査	主任	担当
	<input type="checkbox"/> 改修工事箇所の図面及び写真(改修前・改修後)						